

○鈴木委員長 それでは、お時間となりましたので、ただいまより、第2回「保育士資格等に関する専門委員会」を開催いたします。

本日は御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から、委員の皆様の本日の御出席状況と、議事の確認をお願いいたします。

○齋藤成育基盤企画課長 それでは、事務局、成育基盤企画課長の齋藤でございます。

皆様方、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出欠状況でございますが、鈴木委員長におかれましては、対面で、こども家庭庁のほうから御参加いただいております。

オンラインにて御参加いただいている委員が、有村委員、飯田委員、川端委員、北野委員と了解しております。

井上委員、東口委員におかれましては、本日御欠席という御連絡をいただいております。また、山縣委員も御参加いただきまして、ありがとうございます。オンラインで参加されていらっしゃいます。

以上でございます。

また、本日の議事につきましては、次第に記載のとおりでございますが、「保育士資格等にかかる制度改正の方針（案）」について御審議いただく予定でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。本専門委員会の設置に当たって示された3つの検討事項について、前回第1回会合において皆様に御議論いただきました内容を踏まえ、今回、事務局に制度改正の方針（案）をまとめていただきました。まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○齋藤成育基盤企画課長 それでは、引き続きまして、事務局より資料を説明させていただきます。資料は、主に資料1に従って説明させていただきます。

今、委員長から御紹介ありましたように、3つの検討事項がございますが、全てまとめて資料にしておりますので、事務局のほうから全て一括して御説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目、「地域限定保育士制度の全国展開」でございます。

3ページ目を御覧ください。前回、論点という形で御議論いただいた中身、及び前回の委員会での御議論を踏まえまして、今回、改正の方向性、今後の検討事項という形で整理させていただきます。

改正の方向性ですけれども、1つ目の○でございます。地域限定保育士の資格は、登録

後3年間、特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通用する資格として児童福祉法上に位置付けるとしております。国家戦略特区法でこれまでやっておりましたが、児童福祉法上の制度とするという方針としております。

それから、2つ目の○は、地域限定保育士試験の実施主体及びその判断主体ということでございまして、前回御議論いただきました論点で提示させていただいたとおり、地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長の判断で行うものとするとしております。

※の1番のところで、特に必要があると認める場合を具体的にということで、現在、行われている2回の保育士試験を行った上で、なお必要があると認められる場合としております。

また、※の2で、指定都市の長の判断という条件も、前回の論点提示と同様のことを書いてございます。

3つ目の○でございますけれども、地域限定保育士試験の実施の方式につきまして明示しております。保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するものとしておりますが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できるものとするということで、こちらも現在の国家戦略特区の制度と同様の形のものを全国展開する制度で実施するという方針としております。

4つ目の○の部分も、前回御議論ございましたけれども、結論といたしましては、一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定機関として指定できるということで御異論なかったかと理解しておりますので、そのように書いております。

続きまして、5点目でございます。地域限定保育士が全国の保育士として働けるための条件でございます。こちらについては、前回、様々な御議論がございましたけれども、御議論を踏まえまして、このような形とさせていただいております。地域限定保育士の登録を受けた日から起算して3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるものとするという形としております。

こちらにつきましては、前回、一定の勤務要件という考え方について様々な御意見ございましたけれども、地域限定保育士の登録後の勤務を通じて保育士としての質を高めるという観点。それから、その地域における保育人材の確保という点で貢献していただくという観点。それから、実際の要件として、過度に厳格な要件にならないというバランスを踏まえまして、このような形として提示させていただいております。

続きまして、最後の○のところでございますが、試験の質の確保の部分でございます。地域限定保育士試験（筆記試験、実技試験、保育実技講習会）、3つございますが、その科目、方法等については、国の定める基準等に従い、実施する都道府県・指定都市で定め、その結果を国に報告するとしております。

具体的には、※の3にございますように、出題範囲や合格基準等、現行の規則、それから、保育士試験実施要領等で規定されているものと同等の内容を規定するという。それから、実技講習会についても、現行も国家戦略特区において基準がございますが、全国展開したものについても基準を同様に定めることを想定しております。

以上が制度改正の方向性でございまして、今後の検討事項として、その他、質の確保をメインに書かせていただいております。更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討するという形にさせていただきます。

以上の形で、前回の議論を踏まえた論点、改正の方向性として、今回、御議論いただければと思っております。

次の4ページ目以降、参考資料については、前回とほぼ同じようなものをつけさせていただいておりますが、少し追加しているものとしたしまして、7ページ目のスライドのところで、前回、保育士試験実施要領という形で、この1枚だけお示ししておりましたが、実際には8ページ目以降に全国で行っている保育士試験の保育士試験出題範囲、が、細かく定められておりますので、その資料を参考資料としてつけさせていただきます。8ページ目から13ページ目までがその資料でございます。

加えまして、14ページ目で、現在の国家戦略特区で保育実技講習会について基準を定めておりますので、その概要もつけさせていただきます。

以上が資料1の地域限定保育士の部分でございましたが、これに加えて、すみません、資料が飛びますけれども、参考資料1を御覧いただけますでしょうか。前回の委員会で、実際に地域限定保育士試験を実施している自治体、それから、過去に実施していたけれども、今は実施していない自治体の状況等をよく確認する必要があるという御意見いただきましたので、事務局のほうで、このことにつきまして、自治体より聴取した結果をまとめております。

かいつまんで、こちらも御紹介申し上げますが、2ページ目を御覧いただきまして、「地域限定保育士試験導入の経緯」でございます。

神奈川県ですと、例えば、保育士試験がこれまでの年1回から年2回実施されるようになった後でも、保育士確保が厳しい状況が続いていたことから、年3回目の県独自の試験を実施することとしたということ、大阪府においても、受験者に選択肢を提供し、多様な人材参入を促すとともに、保育人材の解消という趣旨で導入したということ。

あるいは、沖縄県のほうでも、有資格者の増加を図ることで、保育士不足の解消に資するというのを挙げていただいております。

3ページ目の「実施内容」のところは、説明を割愛させていただきます。

4ページ目の「地域限定保育士試験実施の位置づけ・評価」というところですが、神奈川県は、年2回から3回になることで、受験機会の拡大により、保育士確保に有効で

あったという意見とか、2つ目のポツにございます実技講習会についても、より実践に近い内容を学べて勉強になったという御意見もあるということも御指摘いただいています。

大阪府についても、合格者が大阪府内で就業する可能性が高いということで、資格取得者全体の増加につながっているということ。それから、実践見学実習によって、実際の保育現場を知る機会が得られているということ。それから、その下のポツですが、合格者が3年間、一度も大阪府内で就業しない場合であっても、4年目以降は全国で就業可能になるので、大阪府としての人材確保にはつながらないケースもあるという御指摘もございました。

沖縄県も同様のことでございますが、保育施設等で保育士の補助的業務の勤務と並行して受験される方もいらっしゃるということも御指摘いただいております。

5ページ目で、実際の実施状況、就業状況も御回答いただいております。神奈川県ですと、受験者数2万125人の中で合格者が3900人程度であるということ。それから、県内で保育士として就職した人の割合が50%程度であるということがございました。

大阪府についても、合格者数は左の表のとおりでございます。就職者数もおおむね50%程度ということとなっております。

沖縄県も同様のデータとなっております。

次の6ページ目でございますが、試験の質保証、保育士の就職・定着に関する検証・見直しの状況ということで、神奈川県におきましては、地域限定試験のほうも、全国の共通試験と試験問題のレベルで差が生じないような配慮をされているということ。それから、回収率は高くないものの、一定の合格者が3年たった後も県内で保育士として就業中という御回答がございました。その一方で、試験実施に係る費用負担や事務的負担の御懸念もあるということが書かれております。

また、大阪府のほうも、保育人材の確保につながっているということ。

沖縄県のほうも、特に実践見学実習によって、実技的な修得が得られるという御意見もあるということでございます。

以上、ざっとかいつまんで報告申し上げましたが、以上のような回答も踏まえた上で、先ほどの資料1のような方針（案）でどうかと考えております。

以上が地域限定保育士でございましたが、2点目、19ページ目以降で「保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について」につきまして御説明申し上げます。

こちらについては、現行制度の概要としては、前回も説明させていただきましたとおり、①、②の特例措置が令和6年度末までとなっているところから、この措置についてどう考えるかということもございました。

改正の方向性ですけれども、前回御議論いただきまして、①、②、共に延長することについては、特段御異論なかったかと思われましたので、5年間延長し、令和11年度末までとするということとしております。

2つ目の○の部分ですが、それに加えて、さらなる促進策として、前回、論点で御議論

いただきまして、様々な御意見ある中で、皆様の御意見を踏まえまして、このような形としております。いずれか一方の免許・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることのできる特例につきましては、当初の2年間のみとするということで、3年目以降は、特例措置の方は主幹保育教諭・指導保育教諭にはなれないという形でどうかということでございます。

点線囲みの部分ですが、以下について運用にて対応するということは、これも前回の論点で示させていただいたとおりでございますが、各施設における制度の周知、人事計画の策定をお願いした上で、計画的な併有の促進について取り組んでいただく。加えて、施設監査の際の確認。それから、都道府県等において免許・資格の併有状況の公表といった取組も併せて行うということとしております。

以上が改正の方向性でございますが、これに加えまして、今後の検討事項といたしまして、前回は数多く御意見いただきましたけれども、次期保育士養成課程等の見直しの際に、保育教諭等としての養成課程等の在り方を検討するということが必要であるということも明記する形といたしております。

以上が方針（案）でございますが、参考資料のほうは前回と同様のもので、特段追加している資料はございませんので、説明は割愛させていただきます。

最後、3点目の「指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて」でございます。29ページ目を御覧ください。

こちら前回、論点として提示させていただいて、特段御異論等がなかったと認識しておりますが、現行制度の概要として、前回は御説明申し上げましたが、指定保育士養成施設の入所資格というところに関しまして、原則は高卒相当の者に加えて、②で、児童福祉施設において2年以上従事する者についても対象に入っているところでございますが、一方で、保育士試験の受験資格につきましては、①の在学要件、大学に2年以上在学している者と、②の児童福祉施設において5年以上従事した者に加えまして、③の認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業の施設等の従事経験者に対しても知事認定により受験資格を認めることができるようになっておりました、③の部分が指定保育士養成施設の入所資格にはない部分でございました。

改正のイメージといたしましては、ここの並びをそろえていくという観点から、「指定保育士養成施設」の対象施設として、「保育士試験」の③の対象施設・事業を追加していくこととしたいということでございます。

参考資料といたしましては、現行の規定ぶりが書いてございまして、33ページ目で（1）から（14）までございますが、ここの部分が保育士試験の受験資格として書かれているところでございますので、この辺りのところを入所資格でも検討していくということかと理解しております。

以上、駆け足でございましたけれども、資料1及び関連する資料の御説明でございました。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、これより、事務局から説明のあった制度改正の方針（案）について、委員から御意見を頂戴いたしますけれども、本日御欠席の東口委員より書面で御意見をお預かりしていますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

○齋藤成育基盤企画課長 それでは、引き続きまして失礼いたしますけれども、事務局のほうから東口委員から御提出いただいた御意見を御紹介いたします。参考資料2を御覧ください。

意見書ということでございますが、全国認定こども園協会ということで御意見いただいておりますけれども、1ページ目、「はじめに」ということで、①、②として、今回の制度改正そのものに対するということではありませんけれども、全体の保育士人材の確保とか保育士養成に関連する御意見といたしまして、①として、更なる財政措置による処遇改善についてという御意見。それから、②で職員配置基準の抜本的改善についてということについて御意見をいただいております。こちらにつきましては、今後の関連施策の際の参考にするという御趣旨かと受け止めております。

2ページ目を御覧いただきまして、本日の資料の内容についてのご意見でございます。

1ポツ目、地域限定保育士制度の全国展開について3つ御意見いただいております。

1つ目の◆でございますけれども、指定試験機関の指定について、株式会社を含む法人一般まで指定されることに御懸念があったとした上で、保育士試験実施要領等における的確に規定され、出題範囲、試験内容、合格基準において明確に整合性が取れることを強く望むという御意見をいただいております。

それから、2点目でございますが、実技講習会を修了すると、実技試験を免除できるという仕組みについて理解を示していただいておりますけれども、実技講習会の質を担保できる仕組みを検討いただきたいという御意見でございます。

それから、3点目でございますけれども、地域限定保育士が全国で働ける通常の保育士としての登録ができるための1年以上の勤務要件という部分についてですが、賛成することに加えて、具体的に「1年以上勤務経験がある」ことをどのように確認するのかのイメージがあれば御教示いただきたいという御質問でございます。

2番目が保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応についての御意見でございます。

1点目ですけれども、5年間延長するというものについて同意するというものでございます。

2点目につきましても、主幹保育教諭・指導保育教諭の特例が当初2年間のみとするものについても同意するという御意見。

3点目、併せて、保育教諭としての免許資格の創設の議論を養成課程の在り方についても推進していただきたいという御意見でございます。

最後、3点目の指定保育士養成施設の指定要件の見直しについては、同意するという御意見でございます。

以上、東口委員の御意見を御紹介させていただきました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、初めに1番の「地域限定保育士制度の全国展開について」の制度改正の方針(案)について御質問や御意見を伺いたいと思います。委員の皆様におかれましては、御質問、御意見がありましたら挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

山縣委員、よろしく願いいたします。

○山縣委員 前回からの若干の修正があるようではございますけれども、基本的には、前回申しましたように、私はこの改正案に合意するという前提で、前回質問させていただいた部分と若干重なりますが、3点確認させてください。

1つは、今回追加される文言、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者。勤務経験の中身ですけれども、まず、雇用形態は問わないのかどうかというのが1点です。

2点目は、1年間以上と言うときの勤務日数を問うのか問わないのかということです。

3点目は、勤務場所、地域限定ですから、当然、登録された県、受験された県で行くというのが今までの大原則ですけれども、前回申しましたように、とりわけ女性が多いわけですから、女性の場合、転居とか、移動することが多いとしたときに、勤務地が県をまたがった場合に通算でカウントするというのは、地域限定上は難しいのかどうか、その3点、改めて確認させていただけたらと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○齋藤成育基盤企画課長 それでは、御質問3点につきまして御回答申し上げます。

まず、1点目の1年間の勤務要件について雇用形態を問わないのかということにつきましては、基本的には地域限定保育士として勤務するという条件かと思っておりますので、その上で、そういった勤務が可能な雇用形態ということを事務的に今後詰めていくことになるのかと思っております。

それから、勤務日数につきましても、1年間というのをどうカウントするのかということも、これから詳細に詰めていく必要があるかと思っておりますが、実質的に1年間ということが担保できればいいという部分と、東口委員からの御指摘にも答える必要がございますので、実際にこの1年の勤務要件をどうやって確認するのかというところの、確認の簡便性とか利便性というところとのバランスで、少し細かいところは調整する必要があるかと思っております。

それから、3点目の御家庭の事情等により移動された場合の通算ということでございます。この点も前回御議論いただきまして、様々な観点から御指摘いただきました。事務局といたしましては、3年間の登録期間の中で、あるいはそれを超えた場合も含めて、その中で最低1年間程度は、その当該地域の中で地域限定保育士として働いていただくという

程度の条件であれば、そういった家庭の事情によって移動される方の状況にもある程度対応できるという考え方の下に、1年という設定の仕方をさせていただきました。つきましては、この1年については、基本的にはその地域内で地域限定保育士として働いていただくことを前提にしつつ、残りの2年において、御指摘いただいたとおり、ほかの地域に転居されてしまった場合でも対応できるという形で想定しております。

それから、すみません、先ほど東口委員からも御指摘いただきました、実際に1年勤務経験があるということで、全国の資格の登録ができるという確認をどうやって取っていくのかという部分でございますが、ここも今後の制度設計次第かと思っております。事務局といたしましては、現在の保育士登録につきましても、保育士登録の書換え申請という手続がございます。氏名とか本籍地の変更等をする場合には、保育士登録証の書換え申請をしていただくというのがございます。

こういった手続の一環として、地域限定の方が他県で全国資格として働きたい場合の書換え申請という形で、その中で一定の勤務要件といったところを簡便な形で確認することをもって、手続としては対応できるのかなと考えておりますが、この点も含めて御意見いただきながら詳細は詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

山縣委員、いかがでしょうか。

○山縣委員 ありがとうございます。理解できました。あとは皆様方の御意見で進めていただいて結構です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

では、川端委員、お願いいたします。

○川端委員 明治学院大学の川端です。テスト理論が専門です。本日もどうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、この地域限定保育士制度の全国展開について、6つ目の○で提示された方向性と4つ目の○で提示された方向性に対してコメントを述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

出題範囲や保育士試験の実施要領を基準として試験を作成・実施することを地域限定試験に求めていくという方針に異存ございません。また、法人の枠を広げるという方針、これは4つ目の○のところについても異存ございません。

ただ、前回もお伝えしましたとおり、試験の公平性の観点からは、現行の保育士試験との等質性に配慮した作題体制、そして実施体制が必要になります。そのような体制の準備と維持を地域限定試験の関係者に求めていくことが必須と考えます。保育士試験と地域限定試験の質をより等しくするためには、年2回の保育士試験の作題方法、実技評価者の訓練といった試験の公平性に関わる部分で、現状では協議会だと思っておりますけれども、保育士試験を担当している機関へのコンサルテーションが必須ではないかと考えています。そ

ちらの作問や試験実施のノウハウをしっかりと共有いただく機会を設定する必要があるのではないかと考えます。

先ほど齋藤成育基盤企画課長より、神奈川県を取組について御報告いただきましたが、このような取組をさらに丁寧に実施していく必要があると思っています。法人の枠が広がり、試験の数が増えていくことを想定しますと、東口委員のような懸念が出るのも自然なことだと思いますので、出題範囲や実施要領を示すだけでなく、全国で実施されるテスト全体についての品質管理の視座が求められると考えています。これが、6つ目と4つ目の○で提示された方向性についての私のコメントになります。

それで、質問があるのですが、よろしいですか。

○鈴木委員長 お願いします。

○川端委員 2つ目の○の方向性に関する質問ですけれども、現在、管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合に地域限定試験を実施することになるということですが、そのように各区域の長の方が判断してから試験問題の作題が始まるイメージなのでしょうか。それとも、その判断をする以前から、第3回目の地域限定試験をつくっておいて、必要に応じて、その問題を使うということなのでしょうか。この点についてお答えいただけるとありがたいです。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○齋藤成育基盤企画課長 ありがとうございます。

この制度上ですと、こういった保育士の方のために必要がある旨の判断は、都道府県知事のほうで行うと考えておりますが、判断した後に正式な試験作題のための作題チームを編成したり、試験委員会を編成したりということが正式に始まるものと考えております。実際に国家戦略特区においても、戦略特区として指定された後に、そういった作題等のプロセスが進んでいると承知しております。

○川端委員 ありがとうございます。

先ほど事例を紹介していただきましたが、神奈川県も事後的に、その判断があってから作題がスタートしたという理解でよろしいですか。

○齋藤成育基盤企画課長 神奈川県も、実際には独自の試験を採用する前から、平成27年度から取り組んでいた部分もございますけれども、当初は、国家戦略特区となった後にプロセスがスタートしていると理解しております。

○川端委員 ありがとうございます。

試験の作題というのは、なかなか時間がかかる作業だと認識しておりまして、急に上の責任者の方から試験をつくってくださいと言われて作題がスタートして、妥当性が高い試験をきちんとつくれるかということについては、少し懸念がございまして、質問した次第でございます。どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

川端委員、東口委員の御意見、私も伺っていて、本当にそうだなと思いました。今のページの最後に、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討するとございますので、また委員の皆様方からも、どうしたら品質管理ができるのかとか、担当者へのコンサルテーションが必要だとしたら、どうしたらいいのかなど、また改めて検討の場があるといいなと考えております。御質問ありがとうございました。

○川端委員 すみません、その点についても少し発言してもよろしいですか。

○鈴木委員長 はい。

○川端委員 今後の検討事項についても、今回、方針をいただきました。ありがとうございます。この方針に関しても、私、賛成いたします。

それで、これまでの保育士試験のテスト理論的な評価は、内部で行われていたという事前説明をいただいております。御説明によれば、現在のところは基本的な分析にとどまるということで、より詳細な分析を実施することで、保育士試験のさらなる質の確保とか、質を確保したまま受験機会を増やす方法について、データに基づいて検討できるようになると思います。ですので、この方針でぜひ進んでいただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。北野委員、よろしくお願いいたします。

○北野委員 改めまして、こんにちは。前回の会議を欠席させていただきました。今回が初めましての方もいらっしゃると思います。全国保育士会の副会長をしております北野久美でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの、東口委員や川端委員の御意見の中で重なる部分がありまして、これから申しあげる意見が大きくずれたものではないことにほっとしました。最初の意見として、○の4つ目に法人一般を指定試験機関とするということが記載されていますが、そのときに、指定試験機関を選定してから作題という順番になりますと、一定程度の選定基準が必要です。東口委員がおっしゃったように、私としても企業がNGというわけではございませんが、その試験内容に関して、あるいは法人による試験の展開等の観点から、そのように考えます。さらなる理由として、前回の意見書にも記載しましたように、受験対象が当該都道府県全域であるため、公平性が担保されなければならないことはもちろんのこと、全国展開になることにおいて、都道府県間で試験の難易度等に差が生じる懸念があるからです。

そして、もう一つは、登録日3年後での全国での勤務というところでございますが、ここも多くの委員がおっしゃっていただいたので、同じ意見ですが、実務経験1年というのが、何を、どこの部分で1年かというところの整理が必要です。実務経験からのブランクがある可能性を考えますと、研修の機会を設ける等、保育の質を確保するための仕組みが必要かと考えます。3年経過しますと、いろいろな法整備や背景が変わってきますので、そういった意味では、そのレクチャーが必要ではないでしょうか。

今、潜在保育士の掘り起こしということで、数年間の実務経験があって、それぞれの事

情でその後しばらく現場を離れていた人が園に来る場合があるのですが、そのときも研修をかなり大事にしています。そうでないと、保育の方法、それから、言葉の使い方はもちろん、法整備等々が変わっていて戸惑い等が生じてくるので、そこで一定の研修等の機会が必要ではないかなと考えました。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。研修等は、学び続けるというところで、とても大切だと思います。どうもありがとうございました。

有村委員、お願いします。

○有村委員 丁寧な資料の作成ありがとうございます。先生方の御意見も含めて、私として全般的に異論はないのですけれども、事務局に1点だけお尋ねしたいところがあり先ほどの川端委員のお話にもあったと思うのですが、問題の出題の仕方のところ、保育士試験に関して、従来と違ったような出題の仕方みたいなものを検討されていますでしょうか。例えば、問題をプールしておいて出題していくとか、そういうところはこれからの検討なのか、それとも何か御検討されていることがあるのか、情報があれば教えていただきたいというのが1つです。

もう一つですが、お話を聞いていると、先に業者さんを選定する前に、どのような指標で選ぶのでしょうか。あるいは行った後、今は、多分、結果はこうでした、この問題はこのぐらいの正答率でした、問題の難易度がどれぐらいであったかといった簡単な集計はやっていたと思います。数量的に何かしっかり分析しているというよりは、単純集計値に近いような形での解析だったと記憶しております。

そういったところでは、比較して高かった、低かったということだけではなくて、先に効果測定をどうやって行っていくかということは、この委員会になるのかもしれないけれども、先に議論しておかないといけないと思います。後からこうでしたという感じでやっても、試験を実施した後で取り返しもつかないわけですから、どうこう言うのもちょっと難しいと思いながら、お話を伺っておりました。

というわけで、1つ質問、そしてもう1つコメントということでございます。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

では、御質問に。

○齋藤成育基盤企画課長 御質問の件につきまして、出題の方法等について、御指摘いただいたような、例えば問題ストックみたいなものをプールして実施していくような方式の検討ということでございました。いわゆるテスト理論的な考え方については、川端委員のほうに御知見は高いかと思っておりますけれども、事務局の理解といたしましては、御指摘のように、例えば、こういった能力を測定するために質のいい問題のストックをつくって、それを基に出題を検討していくという方式自体はあり得ると考えております。

ただ、ほかの検定試験等の実例で申し上げますと、そういった問題をプールして実施し

ていく場合には、非公開の試験という形でされることが通例だと認識していきまして、現在の保育士試験、それから福祉関係の検定試験の多くにおいて、公開の試験で行いまして、過去問という形で毎年公開しているというような、これまでの試験実施のやり方から大きな変更を伴うことになるかと思っておりますので、これは全体の制度設計といった中で、そのことを導入することのメリットとかコストみたいなところも併せて、まさに中長期的な課題ということになるのかなと認識しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 有村委員、よろしいでしょうか。

○有村委員 ありがとうございます。これからの検討もあり得るけれども、まだまだプールして実施することができるというところまでは、検討が進んでいるわけではないという状況は理解しました。

ですから、これまでも問題作成においては、恐らく各都道府県によっても、委員を選定し、その後、目標となる合格率を共有し、その上で問題作成していただくわけですが、難易度などは、問題作成の際には分からないところが大きいです。だから、後から、何でこれが解けなかったのか、何でこの問題が解けているのかというのが時々不可解なことがありますけれども、そういったところも現行の方式を踏襲して、どのように取り扱っていくかとか、基本的な考え方とかは整理していかなければなりません。先ほどお話ありましたように、どうやって検証していくかという仕組みづくりも併せて必要なのかなと思われました。どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。そういう意味でも、中長期的に体制は必要かなと考えておりますので、ありがとうございます。

それでは、続きまして、2の「保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応」の制度改正の方針（案）について御質問、御意見を伺いたいと思います。委員の皆様におかれましては、御質問、御意見がございましたら挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

北野委員、お願いいたします。

○北野委員 北野でございます。

特例の延長については、賛成でございます。保育教諭となることのできる特例ですので、人材流出や、あるいは今、お勤めの方を守るという意味でも賛成でございます。

しかし、一方で、改正の方向性の2つ目の○でございます。主幹保育教諭や指導保育教諭となることのできる特例の延長が2年間となっております。来年度も1年間ございますし、延長になって5年のうちの2年間ではなく、来年度の1年間と延長になってからの1年間という延長ではいかかかと思っております。とても大事なお役目、お役割をいらっしゃる主幹・指導、それぞれの教諭が併有ではないということに大変懸念もございまして、併せて2年間の余裕があるわけですから、このことを公表することで、逆に資格の併有を加速化させることができるのではないかと思います。

現場は忙しいのですけれども、主幹や指導という立場ですので、受験もしやすいのではないかという思いと同時に、この方たちが先に併有することで、さらにほかの方も併有を取得できるという思いでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

この件に関しましては、何かございますか。御意見として承って進めてよろしいでしょうか。

ほかに委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 飯田です。よろしくお願いいたします。

こちらにつきまして、私、賛同するのですけれども、先ほど北野委員がおっしゃったような検証結果につきましては、検討していただけたらいいかなと思いますが、おおむね賛成です。

私、前回も言わせてもらったのですが、今後の検討事項のところ、養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等の在り方を検討するという部分に関してですけれども、資格の見直しも含めて必要なのかなと思います。今だと両方の免許というこども園はあるのですが、こども園は両方の免許が必要ですが、保育教諭という免許として出していくこととか、それを1種・2種という形にして、保育所も幼稚園も認定こども園もその資格で勤務できるようにするということが、まず1つ必要なと。教育も福祉も一体的にという意味では、資格としてそういうものが必要ではないかなと思います。ただ、保育士という資格を考えたときには、福祉施設とか児童発達の施設で勤務するという意味では、また検討が必要かなと思いました。

また、取得の方法ですけれども、ここに書いてあるように、養成課程を修了してという方法もありますが、検討されているような試験とか、働きながらステップアップしていく、経験年数に応じて試験を受けたり、講習を受けて2種から1種になるとか、さらにその上の管理職になる、指導者になるという資格というのもつくっていくと、保育士・保育教諭というのがいろいろところで資格を生かしている、しかもスキルアップしていくほうがいいのではないかなと。前回、わけが分からないことを言ってしまったので、そこもぜひ今後検討していただけたらなど。それが専門性の向上につながっていくのではないかなと感じております。今すぐということではないのですけれども、ぜひこの検討を進めていただきたいと思います。と思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。東口委員からも、保育教諭の養成課程についての検討ということの御意見もありますし、皆様方の御意見として、それはまた事務方のほうで検討をお願いしたいと思っております。

北野委員の2年ではなくということですが、告知と浸透していくというのに時間

もかなりかかるかなというところに関しては、もちろんすぐにできたらいいとは思いますが、すけれども、どうでしょうか。このこども家庭庁ができて間もないということもあるし、指針とか要領なども、告知してから1年間はしっかりと認識を広めていく期間というのを持ったりしていますので、その辺、また改めて検討の課題とさせていただければと考えております。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、3番目になります。「指定保育士養成施設の指定要件の見直し」というところで、御質問と御意見がございましたら、お願いします。

では、北野委員、よろしくお願ひいたします。

○北野委員 申し訳ございません。2の②の部分なのですけれども、よろしいでしょうか。先に進んでいるのに、失礼しました。

○鈴木委員長 いえ。

○北野委員 ありがとうございます。

まず、特例措置の右側の②の資格要件の緩和のところでございます。さらなる併有促進ということで、8単位が6単位になっています。ここは昨年度の議論ということで理解できます。しかし、この2単位というのを、今後、もう一度延長するというに当たり、このまま令和5年4月から6単位になったものを、次の5年間もこのまま行くのかということについては、私の中では、大変申しわけないのですけれども、特例としてさらに5年延ばすわけですから、以前の8単位に戻してもいいのではないかとすることを改めて申し上げたいと思います。

幼保連携型の認定こども園においては、処遇改善加算のⅡの取得に当たって、必ずしも乳児保育やこども支援論といったことがキャリアアップの中で確実に確保されているわけではありません。一方で、保育所の処遇改善の中には、キャリアアップ研修での補完というのが可能です。今、養成課程の中で、この2つの科目が従前に比べて減っています。その減った単位がそのまま減らされたままで延長していいのか強く疑問に感じています。とても大切な乳児の部分、それからとても大切な子育て家庭の支援という部分は、5年延長する上では、以前の8単位に戻していいのではないかと思うのですけれども、これは1つの意見として申し上げたいところです。

令和5年4月からの延長後の2回目の延長部分で、本当の特例上の特例です。しかし、さらに5年延長する場合は、最初の特例の要件である8単位のままに戻すということを検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 ありがとうございます。御質問という形でよろしいでしょうか。6単位のままということに関しては。

○齋藤成育基盤企画課長 事務局から、8単位が御案内のとおり6単位になってございますが、このことについて、制度の趣旨等について少し補足させていただければと思います。資料1の23ページ目に、勤務経験5年プラス6単位という考え方を掲げてございますが、

少し申し上げますと、基本としては、認定こども園、保育所等の保育士としての勤務は3年、かつ大学での8単位という特例自体は、引き続き残っている状態でございます。これに加えて、さらに幼保連携型こども園でのさらなる2年の勤務経験があれば、6単位という、2単位減るというところで、その2単位減っている部分が、今、委員から御指摘ございましたように、乳児保育の演習、それから子ども家庭支援という1単位ずつとなっております。

この2単位を減らしたという趣旨でございますけれども、この場合ですと、幼稚園免許を持っていて保育士資格を取りたいという方の事例になるわけでございますが、そういった方が幼保連携型認定こども園で勤務することによって、当然、0歳から就学前まで一貫して教育と保育を行う施設であるということでございますので、その2年の勤務経験の中で乳児保育の実践的な機会、それから子ども家庭支援の実践的な機会が得られるだろうというところの、その勤務経験の評価、直接・間接的に経験して実践を積んでいるというところを評価した上で、2単位を減じるという制度となっております。

今後とも5年延長した際のさらなる取得促進の特例においても、幼保連携型こども園での2年の勤務経験における、乳児保育の部分の経験というのは期待できるのではないかと考えていますが、制度創設時の趣旨としては、そういう形で設計しておったところでございます。

○鈴木委員長 昨年8月31日に厚生労働省から出ております、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準についての中で、幼保連携型こども園での御経験というのが非常に大きく価値あるものとして認識されているということだと思います。保育教諭としての一定の勤務経験ということを考えれば、当然のことながら、乳児保育に関して、3歳未満児の保育に関して全く触れないでということは考えにくいという部分もあると思いますので、北野委員の御意見は御意見として承らせていただき、また、この8単位から6単位になった背景については、今、課長が御説明いただいたとおりでと思うのですが、よろしいでしょうか。

○北野委員 御説明ありがとうございます。ただ、現場感覚として、どの科目も大切ですが、とりわけ乳児というものは、愛着形成においても本当に根っここの部分ですし、それから、今、子育て家庭の養育力が云々と言われている中で、本当に援助する部分がたくさんあります。ですから、どうしてもこの2つの単位が減になっていることに対しては、現場感覚としては疑問を感じる部分ですので言わせていただきました。特例の趣旨はもちろん理解しており、併有していただくのが一番の対策ですが、現場が感じている思いをお伝えさせていただきました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 熱い思いを受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

それでは、3番目、「指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて」、御質問、御意見がございましたら挙手ボタンを押していただければと思います。よろしくお願ひいた

します。

大丈夫でございますか。ありがとうございました。

それでは、制度改正の方針（案）について、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。今後、いただいた御意見、制度改正の方針（案）の取扱いにつきましては、私に一任していただいてもよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上となります。

事務局から連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○齋藤成育基盤企画課長 御審議いただきまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、今、委員長から発言いただきましたように、たまたまの制度改正の方針（案）につきまして、委員長と御相談の上、最終的に決定した上で、その決定されたものにつきましては、幼児期までのこどもの育ち部会、及び子ども・子育て支援等分科会のほうに報告させていただきます。その後、この内容、御指摘、本日いただいた部分も踏まえまして、法改正等に向けた所与の手続を進めていくという段取りを想定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に高橋官房審議官から御挨拶があるということですので、お願いいたします。

○高橋審議官 官房審議官の高橋でございます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。極めて短い時間で御検討いただいたということでもございましたけれども、細部にわたって目配りいただいて貴重な御意見を賜りましたこと、本当に感謝申し上げます。

保育士は、まだまだ数が足りないというところがございますので、今回、特区を全国化するとともに、保育教諭の特例措置を延長して数を何とか確保するということになっておるわけでございます。今日、大筋合意いただいた内容をもちまして、政府といたしましては立法化に向けて作業を行っていくこととなりますけれども、いろいろ御意見いただいたとおり、数だけではなくて質が極めて重要でございます。その質の確保もきちんと行うということは肝に銘じて、今後、制度の細部を設計していくことにしていきたいと思っておりますので、また今後も引き続き、委員の皆様方、いろいろ御意見賜ればと思いますし、アドバイスをいただくと幸いです。本当に皆様、どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会といたします。皆様、スムーズな会議進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。